

遺体対応マニュアル

- (1) 県内及び市の火葬場の状況
- ① 県内の火葬能力について
県内51施設、1日の火葬能力608体（平均稼動381体）
 - ② 市内の火葬能力について
市内1施設、火葬能力10体（平均稼動6体）
処理能力には、各種の要因が考えられることから、定期的に調査把握しておく。
また、近隣市町の状況を把握し、広域的な火葬の実施に努める。
- (2) 火葬処置等
- ① 担 当 部：生活環境部（斎場班）
 - ア 発生段階毎の対応
 - (ア) 前段階 未発生期～第1段階 海外発生期
 - ・斎場事業継続計画を作成
 - ・遺体対応マニュアルの修正
 - ・班員へのプレパンデミックワクチン接種及び抗インフルエンザウイルス薬の投与の要請があった場合は、班員の同意の上実施する。
 - (イ) 第2段階 国内発生早期（連絡体制）
 - ・緊急連絡に備える体制をとる。
 - ・市葬祭業務委託業者及び市内で営業する葬祭業者に対し、今後の事態に対し協力要請を行う。
 - ・斎場に手指殺菌・消毒剤を設置し来館者に協力を願う。
 - ・来館者にわかるよう感染予防のポスター等の掲示を行う。
 - ・火葬体制の強化・拡充方法を確認する。
 - (ウ) 第3段階 感染拡大期（警戒体制）
 - ・通常の業務体制で高砂斎場関係情報の収集を行うとともに、傷病者搬送マニュアルを参考に、感染予防対策の準備をする。
 - ・業者へ棺の在庫状態を確認するとともに、供給ルートの確保を要請する。
 - ・感染拡大に伴う遺体処理の準備を行う。
 - (エ) 第3段階 まん延期（活動体制）
 - ・斎場班（※1）としての活動を行う。
 - ・業者へ棺を発注する。（棺不足の場合、代用として納体袋を使用する）
 - ・処理能力を超えた場合は他市町へ応援を要請する。
 - ② 斎場班活動
 - ア 受け入れについて現状を生活環境部に報告する。
 - イ 遺体台帳等を作成し、受け入れ態勢を整える。
 - エ 受付順（埋火葬許可書を交付された者）に火葬する。
- ※1 生活環境部斎場班の事務分掌：遺体の収容、埋火葬等に関すること。
- (3) 遺体搬送

担 当 部：生活環境部

- ① 第3段階 (感染拡大期) 遺体搬送のための車両及び搬送方法について、市内葬祭業者と確認等の準備を行う。
- ② 第3段階 (まん延期) 高砂斎場及び一時遺体安置所へ、病院または自宅で死亡した遺体を搬送する場合並びに一時遺体安置所から仮埋葬場所へ搬送する場合は、傷病者搬送マニュアルを参考に、感染予防対策を行い、搬送する。

(4) 一時遺体安置所

担 当 部：生活環境部、避難対策第1部

一時遺体安置所：高砂市総合体育館等

- ① 第3段階 (感染拡大期) 対象となる遺体の処理が発生し、その処理件数の増加が予想される場合は、火葬前の遺体を一時的に安置するために、遺体台帳等を作成し、一時遺体安置所の使用準備を行うとともに、傷病者搬送マニュアルを参考に、感染予防対策の準備をする。
- ② 第3段階 (まん延期) 死亡者が増え、高砂斎場の火葬処理能力を超え、近隣市町での受け入れが見込めないことが予想された場合、対策本部の指示により、一時遺体安置所を開設する。また、遺体は納棺または、納体袋にて安置する。

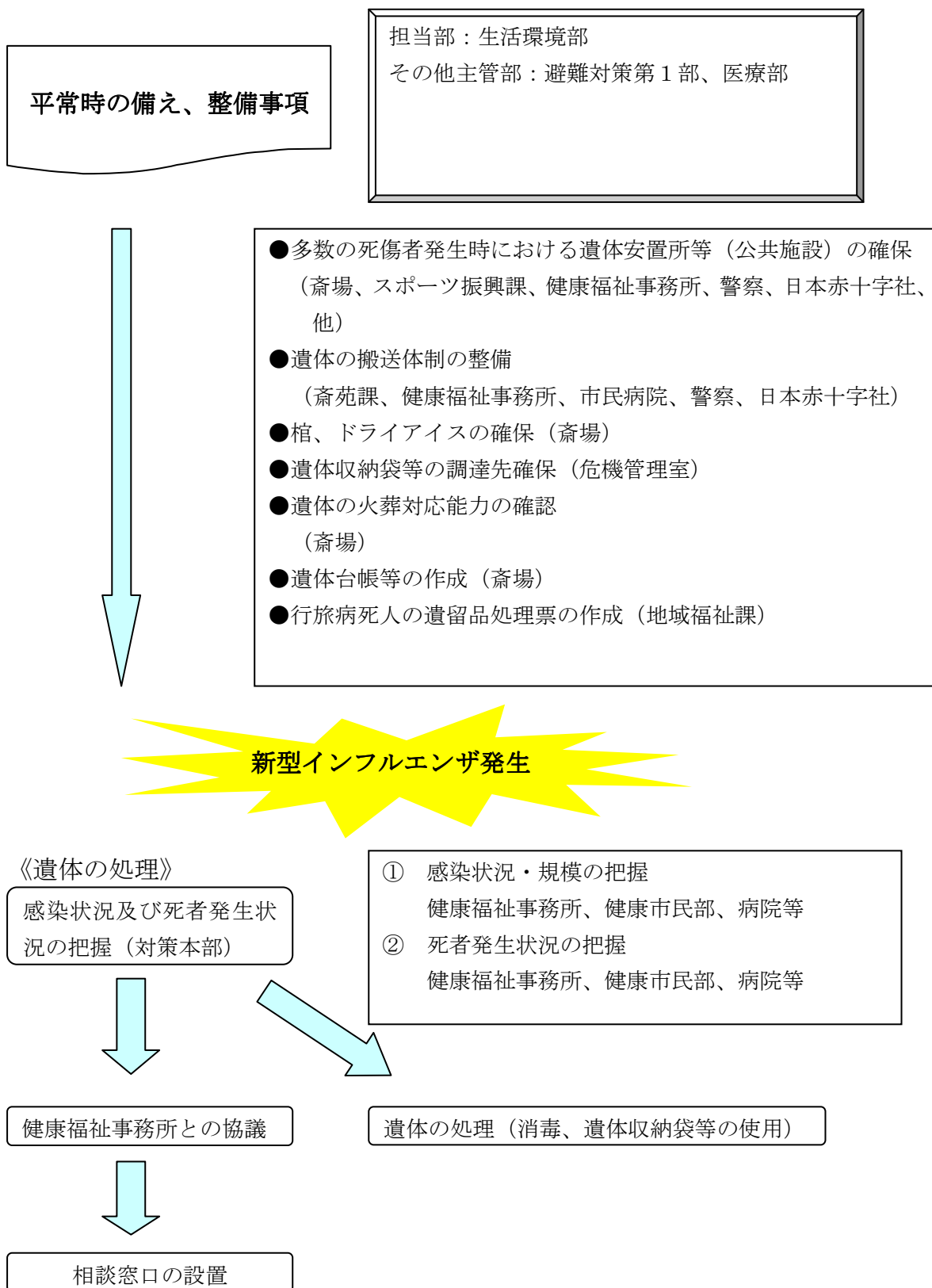
(5) 仮埋葬

担 当 部：生活環境部

仮 埋 葬 地：市内の寺院等

- ① 第3段階 (感染拡大期) 一時遺体安置所での仮安置が困難になると予想される場合、市内の寺院その他適当な場所において、遺体を埋葬する場所を検討し、仮埋葬の準備を行うとともに、傷病者搬送マニュアルを参考に、感染予防対策の準備をする。
- ② 第3段階 (まん延期) 一時遺体安置所での仮安置対応が不可能になった場合、対策本部の指示により、市内の寺院その他適当な場所において、遺体を仮埋葬する。

遺体処理マニュアル フロー編



- ① 遺体の検案（医療機関）担当：医療機関医師
遺体の洗浄、消毒等
遺体の保存、検案
- ② 資器材の調達（斎場班・本部班）
遺体収納袋、ドライアイス、棺等
資器材調達の困難な場合、県に斡旋要請
- ③ 遺体資料管理
（遺体安置所：斎場班）
（一時遺体安置所：生活環境部）
遺体処理後、遺品等について死体処理票及び遺留品処理票を整理して、死体検案書とともに対処法を検討
- ④ 安置所の指定：高砂市総合体育館
（生活環境部、避難対策第1部）
- ⑤ 遺体の搬送（生活環境部）
遺体搬送車両が不足した場合、市所有車両を使用する
- ⑥ 遺体の処理期間の決定（市対策本部）



遺体の火葬・埋葬

※死者の遺族において対応不可能な場合、市対策本部が対応

- 遺体の火葬埋葬（生活環境部、斎場）
 - ①市内の火葬場⇒県、他都市に応援要請
 - ②霊柩車以外の車両確保
- 火埋葬期間
 - ①遺体の火葬、埋葬期間 10 日間、②間に合わない場合、知事への延長手続き
- 火葬埋葬に関する書類の対応
 - ①火葬埋葬台帳、②火葬埋葬経費書類